

Vol.1 No.6 2005年2月

### 『大気汚染防止法の一部を改正する法律』 のゆくえ

最近、揮発性有機化合物(VOC)の排出に関する法律の問合せを多く頂いています。このことから、今回のニュースレターはVOCについてまとめてみました。

昨年、環境省において大気汚染防止法の一部が改正(平成16年3月8日)され、約1年が経過します。この改正は、浮遊粒子状物質(SPM)及び光化学オキシダントによる大気汚染防止を目指し閣議決定されました。この改正法案のメインはVOCの排出抑制にあり、閣議決定後2年以内に施行規則を作り施行することになっています。

現在、6つの小委員会(塗装、化学製品製造、洗浄、印刷、貯蔵、接着)で規制対象や規制値を検討しており、平成16年度の検討結果をまとめた検討結果報告書が今年の2月に発表されました。その検討結果において、ほとんどの小委員会が規制対象として乾燥施設を挙げています。さらに、塗装小委員会では吹付塗装施設、洗浄小委員会では洗浄施設、貯蔵小委員会では貯蔵タンク、接着委員会では焼付施設が規制対象として挙げられています。右表に各委員会が案としている施設についてまとめました。

また、VOCの基準値は、各化合物の濃度ではなく、包括的に評価できる炭素換算をした数値が用いられる見込みです。例えば、吹付塗装施設は700ppmC(自動車製造 新設は400ppmC)、塗装乾燥施設は600ppmC、洗浄施設は600ppmC、貯蔵タンクは60,000ppmCというように業種および施設によって規模と基準値を検討しています。

### 委員会別対象施設(案)

委員会	対象施設	規模
塗装	吹付塗装施設	100,000 m <sup>3</sup> /時間(排風能力)
	乾燥・焼付け施設 (吹付・電着を除く)	10,000 m <sup>3</sup> /時間(排風能力)
化学製品製造	乾燥施設	3,000 m <sup>3</sup> /時間 (送風又は排風能力)
洗浄	洗浄施設 (乾燥施設を含む)	5m <sup>2</sup> (洗浄剤の空気接触面積)
印刷	グラビア印刷乾燥施設	27,000 m <sup>3</sup> /時間 (送風又は排風能力)
	オフセット輪転印刷 乾燥・焼付施設	7,000 m <sup>3</sup> /時間 (送風又は排風能力)
貯蔵	ガソリン・原油等の揮発性 有機化合物の貯蔵タンク	1,000kl (容量)
接着	乾燥・焼付施設 (木材・下欄施設を除く)	15,000 m <sup>3</sup> /時間 (送風又は排風能力)
	印刷回路用銅張積層板、 合成樹脂ラミネート容器 包装、粘着テープ・シート、 剥離紙・フィルムの製造に おける乾燥・焼付施設	5,000m <sup>3</sup> /時間 (送風又は排風能力)

今回の大気汚染防止法の改正は、様々な業種に広く影響を及ぼすと思われます。今後制定される『大気汚染防止法の一部を改正する法律』の施行規則などの情報を広く収集・配信したいと思います。

以下の環境情報も発表されました。

1. 栃木県生活環境の保全等に関する条例施行規則が制定
2. 外来生物法・特定外来生物の選定の意見募集
3. 改正種苗法が施行
4. 環境省が花粉観測システム(はなこさん)を稼働
5. ISO14001:2004(改訂版)発行

詳しい資料を希望の方は、研究開発室 柿沼  
または営業担当までご連絡下さい。

#### 業務内容

調査・分析・測定部門(水質・大気・土壌・食品・環境アセスメント)  
 プラント・工事・メンテナンス部門(排水処理・用水処理・各種メンテナンス)  
 水処理薬品部門(ホーライン・空調・化学洗浄関連薬品他)  
 環境保全機器部門(滅菌・ろ過装置・各種測定計測器 他)



本社は環境マネジメントシステム  
ISO14001の認証取得事業所です

環境科学センターは品質マネジメントシステム  
ISO9001:2000の認証取得事業所です